

安全データシート

作成日 2010/01/26

改訂日 2018/09/12

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ラッカーズプレーE うす緑
整理番号	00523120
供給者の会社名称	アトムサポート株式会社
住所	174-0041 東京都板橋区舟渡 3-9-6
担当部門	営業本部
電話番号	03-3969-3160
FAX 番号	03-3969-3165
緊急連絡電話番号	管理本部 03-3969-3160
推奨用途及び使用上の制限	家庭用塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分 1
健康有害性	急性毒性(経皮) 区分 4 急性毒性(吸入:蒸気) 区分 4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2A 皮膚感作性 区分 1A 発がん性 区分 2 生殖毒性 区分 1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1(肝臓 呼吸器系 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 2(血液) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1(呼吸器 神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分 1 水生環境有害性(長期間) 区分 2 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険

危険有害 H312+H332 皮膚に接触したり、吸入すると有害

性情報 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H400 水生生物に非常に強い毒性

H411 長期的影響によって水生生物に毒性

H229 高压容器:熱すると破裂のおそれ

H336 眠気およびめまいのおそれ

H371 血液の障害のおそれ

H222 極めて可燃性または引火性の高いエアゾール

H315 皮膚刺激

H319 強い眼刺激

H351 発がんのおそれの疑い

H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ

H370 肝臓、呼吸器系、腎臓、中枢神経系の障害

H372 長期または反復ばく露による呼吸器、神経系の障害

予防策 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

ガスの吸入を避けること。(P261)

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)

保護手袋、保護衣を着用すること。(P280)

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

裸火または他の着火源に噴霧しないこと。(P211)

使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。(P251)

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270)

環境への放出を避けること。(P273)

保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

注意書き

応急措置 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)

漏出物は回収すること。(P391)

吸入した場合:呼吸が困難な場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

(P304+P340)

気分が悪くなったときは、医師に連絡すること。(P312)

皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で優しく洗うこと。(P302+P352)

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して、洗

浄を続ける。その後、すみやかに医師の診断、手当てを受けること。(P305+P351+P338)

ばく露またはその懸念がある場合:医師の診断、手当てを受けること。(P308+P313)

気分が悪くなったときは、医師の診断、手当てを受けること。(P314)

特別な処置が必要である。(P321)

皮膚刺激が生じた場合:医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

眼の刺激が続く場合:医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

汚染された衣類は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)

保管 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。(P403+P233)

施錠して保管すること。(P405)

日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

廃棄 内容物、容器の廃棄は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

アクリル樹脂塗料(エアゾールタイプ)

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
ジメチルエーテル	40%～50%	—	(2)-360	既存	115-10-6
キシレン	10%～20%	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	10%～20%	—	(3)-28	—	100-41-4
その他	10%～20%	—	なし	整理番号なし	なし
エチレングリコールモノブチルエーテル	5%未満	C ₄ H ₉ OCH ₂ CH ₂ OH	(2)-407,(2)-2424,(7)-97	既存	111-76-2
n-ブタノール	5%未満	CH ₃ (CH ₂) ₂ OH	(2)-3049	既存	71-36-3
酸化チタン(IV)	5%未満	TiO ₂	(1)-558	—	13463-67-7

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

現在、知見なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチルベンゼン(法令指定番号:70) (10%～20%)

エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(法令指定番号:79) (5%未満)

キシレン(法令指定番号:136) (10%～20%)

ブタノール(法令指定番号:477) (5%未満)

酸化チタン(IV) (法令指定番号:191) (5%未満)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

エチルベンゼン(法令指定番号:53) (15%)

キシレン(法令指定番号:80) (15%)

4. 応急措置

吸入した場合 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 付着物を布にて素早く拭き取る。
大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

眼に入った場合 直ちに大量の清浄な流水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
まぶたの裏まで完全に洗うこと。

飲み込んだ 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。

場合 嘔吐物は飲み込ませないこと。
医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤	炭酸ガス 泡 粉末 乾燥砂
使ってはならない消火剤	水
特有の消火方法	可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。 指定の消火剤使用する。
消火を行う者の保護	適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。 消火活動は風上より行う。 火災の現場にエアゾール製品があると、爆発する恐れがあるので、消火活動には距離を十分に取ること

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。 周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。 付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。 漏れ発生時には、風上より処置を行うようにし、容器の漏出部は上向きにし、完全に噴射してから処置をする 振とうすると内容物が噴出する恐れがあるので、注意して取り扱うこと。
環境に対する注意事項	河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	換気の良い場所で取り扱う。 容器はその都度密栓する。
技術的対策	周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 工具は火花防止型のものを使用する。 40℃以上の所では取り扱わないこと。 火気のある所では取り扱わないこと。 40℃以上に暖めないこと。

30 秒以上の連続使用をしないこと。
 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用すること。
 裸火、白熱体に向けて噴霧しないこと。
 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を設け、適切な保護具を着けて作業すること。

安全取扱注意事項	現在、知見なし
保管	日光の直射を避ける。 通風のよいところに保管する。 火気、熱源から遠ざけて保管する。 40℃以上の所で保管しないこと。 水回りや湿度の高い所に保管すると容器が腐食して破裂のおそれがあるので保管場所に注意すること。
安全な容器包装材料	現在、知見なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ジメチルエーテル	—	—	—
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20 ppm, STEL —
エチレングリコールモノブチルエーテル	25ppm	—	TWA 20 ppm, STEL —
n-ブタノール	25ppm	【最大許容濃度】50ppm(150mg/m ³)(皮)	TWA 20 ppm, STEL —
酸化チタン(IV)	—	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL —

設備対策	取扱い設備は防爆型を使用する。 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。 タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。
------	--

保護具	
呼吸器の保護具	有機ガス用防毒マスクを着用する。 密閉された場所では送気マスクを着用する。 スプレー作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。
手の保護具	有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
眼の保護具	取扱いには保護メガネを着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态	液体
形状	液体(粘稠液)
色	グリーン系
臭い	溶剤臭
pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	現在、知見なし
引火点	28℃ (セタ密閉式)
比重(密度)	1.02(塗料)
n-オクタノール／水分配係数	現在、知見なし
自然発火温度	現在、知見なし

10. 安定性及び反応性

反応性	現在、知見なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	現在、知見なし
避けるべき条件	現在、知見なし
危険有害な分解生成物	燃焼などによりCO、NO _x 等の有害ガスを発生する恐れがある。
その他	常用温度で容器内圧は4.5kg/cm ² であり、容器耐圧から考えて80℃以上になると破裂する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
その他	ジメチルエーテルには麻酔性がある。 噴射剤に継続して触れると凍傷や炎症を起こす恐れがある。

12. 環境影響情報

生態毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
オゾン層への有害性	データなし
その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理する。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。 廃棄は、ガスが完全に抜いたのちに行うこと。(噴射音がしなくなるまで)また、ガスを抜く際には、火気およびミ
-------	---

ストの吸入などについて注意すること。

廃塗料など焼却処理する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。

塗料及びガスが出なくなるまで使いきった後でも、そのまま火中に入れると破裂する恐れがあります。

汚染容器及び包装	スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。
	許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。
	空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Name	AEROSOLS
Class	2.1
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Name	AEROSOLS
Class	2.1

国内規制

陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
国連分類	2.1
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
国連分類	2.1
特別の安全対策	容器を 40℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。
緊急時応急措置指針番号	126

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・高圧ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
高圧ガス保安法	液化ガス(法第2条3) 可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則第2条1)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
建築基準法	ホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆
家庭用品品質表示法	

16. その他の情報

- 参考 NITE 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 文献 日本ケミカルデータベース「ezCRIC」
- 「GHS 対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック」日本塗料工業会

その他 ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報や当社所有の知見によるものですが、これからのデータや評価はいかなる保証をするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。